

洗足学園音楽大学大学院学則

2 0 2 1

洗足学園音楽大学大学院学則

目 次

第 1 章 総 則	1
第 2 章 課程及び修業年限	1
第 3 章 収容定員	2
第 4 章 入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍	2
第 5 章 教育課程及び履修方法	4
第 6 章 修了及び学位授与	5
第 7 章 賞 罰	6
第 8 章 特別研究生	6
第 9 章 入学検定料及び学納金	6
第 10 章 職員組織	7
第 11 章 教授会	7
第 12 章 自己点検及び評価	8
第 13 章 雑 則	8
附 則	9
別表 1	10
別表 2	21
別表 3	22

洗足学園音楽大学大学院学則

平成12年4月1日制定
平成15年4月1日改正
平成16年4月1日改正
平成17年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成27年4月1日改正
平成29年4月1日改正
平成31年4月1日改正
令和2年4月1日改正
令和3年4月1日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本学大学院は洗足学園音楽大学大学院と称する。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第2条 本学大学院は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、学部教育の基盤の上に、音楽の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うとともに、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とし、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1) プロフェッショナルな演奏家、あるいは先端を行く音楽研究家、次代を拓く教育指導者としての専門的職業に必要な演奏・表現能力、あるいは研究能力を修得・開発すること。
- (2) 幅広い国際的な視野に立った音楽活動・研究活動を実践できる実力をもった音楽家としての素養を具備すること。
- (3) 各自の自律性および個性を尊重し、専攻テーマに即した専門的・個別的な研究、あるいは社会的な貢献を目指した自発的な企画・研究を推進すること。

(自己評価等)

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

第2章 課程及び修業年限

(大学院の課程)

第4条 本学大学院における課程は、修士課程とする。

(研究科及び専攻)

第 5 条 本学大学院に次の研究科を置く。

音 楽 研 究 科

2 音楽研究科に次の専攻を置く。

器 楽 専 攻

声 楽 専 攻

音楽教育学専攻

作 曲 専 攻

(修業年限及び在学期間)

第 6 条 本学大学院の修業年限は2年とする。ただし、在学期間は通算4年を超えることはできない。

第3章 収 容 定 員

(収容定員)

第 7 条 本学大学院の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

音 楽 研 究 科

専 攻 名	入学定員	収容定員
器 楽 専 攻	28	56
声 楽 専 攻	12	24
音楽教育学専攻	4	8
作 曲 専 攻	20	40
計	64	128

第4章 入 学、休 学、復 学、退 学、転 学、留 学 及 び 除 籍

(入学時期)

第 8 条 入学時期は毎年4月とする。

(入学資格)

第 9 条 本学大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該国の学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると本学大学院が認めた者
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

（出願手続）

第10条 入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学試験）

第11条 入学志願者については、本学大学院において入学試験を行う。

2 入学試験については別に定める。

（入学手続）

第12条 入学試験に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他本学大学院所定の書類を提出するとともに、所定の授業料その他の学納金を納入しなければならない。

（入学許可）

第13条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 学長は、前項にかかわらず、第9条の規定に違反した者は、入学許可を取り消すものとする。

（保証人の責任）

第14条 誓約書に連署の保証人は、学生在学中の一切のことについて責任を負うものとする。

（保証人の資格）

第15条 保証人は、独立の生計を営む25歳以上の者でなければならない。

（保証人死亡等の場合の手続き）

第16条 入学を許可された者又は学生は、保証人が死亡し、又はその他の理由によりその責任を尽くし得なくなったときは、直ちに新しい保証人を定め、改めて誓約書を提出しなければならない。

（保証人の身上等異動時の手続き）

第17条 入学を許可された者又は学生は、保証人の住所及び身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

（欠席）

第18条 病気その他の理由により欠席しようとする者は、その期間及び理由を届け出なければならない。

(休学)

第19条 学生が病気その他やむを得ない理由により、2か月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な理由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り休学を延長することができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第20条 休学の理由が止んだときは、医師の診断書又は理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(死亡等の場合の手続き)

第22条 学生が死亡した場合及び法的身分に異動が生じた場合には、保証人は直ちにこれを届け出なければならない。

(転学)

第23条 他の大学院へ転学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けるものとする。なお、許可を受けた場合は、退学しなければならない。

(留学)

第24条 外国の大学院に留学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 前項により許可を得て留学した期間は、第6条に定める在学期間に含めることができる。

(除籍)

第25条 学長は、次に掲げる各号の一に該当する者について、除籍することがある。

- (1) 所定の在学期間を超えた者
- (2) 2年の休学期間を経過し、なお復学の見込みのない者
- (3) 学納金を滞納し、督促をうけても納入しない者
- (4) 行方不明となってから2年を経過した者

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方法及び授業科目・単位数)

第26条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して、各専攻毎に編成する。

2 授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目を履修することを希望する者に対し、これを許可することがある。この場合修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が第24条の規定により外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、本学大学院所定により単位を与えることができる。

3 前二項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

(修了の要件)

第29条 本学大学院を修了するためには、第6条に定めた修業年限以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての審査及び試験に合格することとする。

2 前項の特定の課題については、修了演奏若しくは修了作品及び副論文をもって充てることができるものとする。

(教職課程)

第30条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において取得することのできる教育職員免許状の種類は、中学校教諭専修免許状（音楽）及び高等学校教諭専修免許状（音楽）である。

第6章 修了及び学位授与

(修了・学位授与)

第31条 学長は、第27条に定める修了の要件を満たした者に、修士課程を修了したことを認定する。

2 修士課程を修了した者には、学長が修士（音楽）の学位を授与する。

3 学位の授与に関する規程は別に定める。

第7章 賞 罰

(表彰)

第32条 学生で品行方正で、学術優秀な者又は他の模範となるべき行為のあった者は、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第33条 学則その他本学大学院の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第8章 特別研究生

(特別研究生)

第34条 本学大学院修了者で、学修の継続を希望するものがあるときは、選考のうえ特別研究生としてこれを受け入れることがある。

- 2 特別研究生に関する規程は別に定める。

第9章 入学検定料及び学納金

(入学検定料及び学納金)

第35条 入学検定料及び学納金は別表2のとおりとする。

(納入)

第36条 学納金は次の二期に分けて納入しなければならない。

前期 年額の1／2 4月20日まで

後期 年額の1／2 10月15日まで

(休学の場合の学納金)

第37条 休学期間中、授業料は納入しなければならない。

- 2 学納金は授業料（在籍料）とし別表3のとおりとする。ただし、特別の事情のある者及び1年以上の休学者については、別に定めるところによりこれを減免することがある。

(退学等の場合の学納金)

第38条 退学又は除籍の場合においても、在籍していた学期までの学納金は納入しなければならない。ただし、第25条第3号及び第4号に該当し、除籍された者はこの限りではない。

(学納金等の返還)

第39条 既納の入学検定料及び学納金は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学を許可された者で入学を辞退し、所定の期日までに、所定の手続きをとった場合には、入学手続時の学納金を返還することがある。

(学納金の免除)

第40条 学納金の支弁が極めて困難であると認められる者には、成績その他の事情を考慮し、願い出により、学納金の全額又は一部を免除することがある。

第10章 職員組織

(職員組織)

第41条 本学大学院に次の教職員を置く。

学長、副学長、学長補佐、研究科長、学長付、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な教職員

第11章 教授会

(組織)

第42条 本学大学院に教授会を置き、教授、准教授及び講師（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認める場合は、構成員以外の教職員を構成員に加えることができる。

(会議)

第43条 研究科長は教授会を招集してその議長となる。

2 教授会に副議長を置く。

3 副議長は研究科長の指名した者とし、議長を補佐し、研究科長にやむを得ない事故のあるときは、あらかじめ研究科長の指名した副議長が職務を代理する。

4 教授会の議事は出席者の過半数によりこれを決定する。

5 議長は必要があると認めるときは、教授会の同意を得て前条に定める構成員以外の教職員を出席させることができる。

(審議事項等)

第44条 教授会は、学長が次にかかげる事項について、決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前各号にかかげるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 1 2 章 自己点検及び評価

(自己点検及び評価)

第 4 5 条 自己点検及び評価に関する規程は別に定める。

第 1 3 章 雑 則

(雑則)

第 4 6 条 この学則に定めてない事項については、洗足学園音楽大学学則を準用する。

附 則

1. この学則は平成12年4月1日から施行し、施行に関する細則は学長が別にこれを定める。
2. この学則の改正は平成15年4月1日から施行する。ただし、第32条の学納金については、平成15年4月1日以降入学した者から適用する。
3. この学則の改正は平成16年4月1日から施行する。ただし、第33条の学納金については、平成16年4月1日以降入学した者から適用する。
4. この学則の改正は平成17年4月1日から施行する。ただし、第33条の学納金については、平成17年4月1日以降入学した者から適用する。
5. この学則の改正は平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条の在学期間については、平成19年4月1日に在籍する者から適用する。
6. この学則の改正は平成21年4月1日から施行する。ただし、第7条に規定する収容定員は、平成21年度については、器楽専攻38名、声楽専攻17名、音楽教育学専攻8名、作曲専攻4名とする。
7. この学則の改正は平成22年4月1日から施行する。ただし、第33条の学納金については、平成22年4月1日以降入学した者から適用する。
8. この学則の改正は平成23年4月1日から施行する。
9. この学則の改正は平成26年4月1日から施行する。
10. この学則の改正は平成27年4月1日から施行する。
11. この学則の改正は平成29年4月1日から施行する。
12. この学則の改正は平成31年4月1日から施行する。
13. この学則の改正は令和2年4月1日から施行する。
14. この学則の改正は令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条に規定する収容定員は、令和3年度については、器楽専攻56名、声楽専攻24名、音楽教育学専攻8名、作曲専攻22名とする。

別表 1

授 業 科 目 及 び 単 位 数

器楽専攻（ピアノ）

履修区分	授 業 科 目 名	単位数				備 考
		1 年次	2 年次	小計	合計	
専門必修科目	専門器楽実習Ⅰ	3		12	30 以上	
	専門器楽実習Ⅱ		3			
	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				
	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			
専門選択科目	プロフェッショナル特殊研究1	2		18 以上		
	プロフェッショナル特殊研究2		2			
	コンチェルト研究1	2				
	コンチェルト研究2		2			
	アンサンブル研究1	2				
	アンサンブル研究2		2			
	チェンバロ研究	2				
	オルガン研究	2				
	副論文作成研究		2			
共通選択科目	作品研究法	4				
	楽曲分析法	4				
	他専攻（コース）の専門 科目（レッスンを除く）	2～4				
自由科目	大学音楽学部設置の授業科目	—		—	—	担当教員の許可を必要とする

器楽専攻（オルガン）

履修区分	授 業 科 目 名	単位数				備 考
		1 年次	2 年次	小計	合計	
専門必修科目	専門器楽実習Ⅰ	3		12	30 以上	
	専門器楽実習Ⅱ		3			
	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				
	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			
専門選択科目	プロフェッショナル特殊研究1	2		18 以上		
	プロフェッショナル特殊研究2		2			
	オルガン様式と奏法の研究1	2				
	オルガン様式と奏法の研究2		2			
	アンサンブル研究1	2				
	アンサンブル研究2		2			
	チェンバロ研究	2				
	副論文作成研究		2			
共通選択科目	作品研究法	4				
	楽曲分析法	4				
	他専攻（コース）の専門 科目（レッスンを除く）	2～4				
自 由 科 目	大学音楽学部設置の授業科目	—		—	—	担当教員の許可を必要とする

器楽専攻（鍵盤楽器・電子オルガン）

履修区分	授 業 科 目 名	単位数				備 考
		1 年次	2 年次	小計	合計	
専門必修科目	専門器楽実習Ⅰ	3		12	30 以上	
	専門器楽実習Ⅱ		3			
	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				
	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			
専門選択科目	プロフェッショナル特殊研究1	2		18 以上		
	プロフェッショナル特殊研究2		2			
	アンサンブル研究1	2				
	アンサンブル研究2		2			
	作曲・編曲法1	2				
	作曲・編曲法2		2			
	合奏指導法研究1	2				
	合奏指導法研究2		2			
	副論文作成研究		2			
共通選択科目	作品研究法	4				
	楽曲分析法	4				
	他専攻（コース）の専門 科目（レッスンを除く）	2～4				
自 由 科 目	大学音楽学部設置の授業科目	—		—	—	担当教員の許可を必要とする

器楽専攻（管楽器）

履修区分	授 業 科 目 名	単位数				備 考
		1 年次	2 年次	小計	合計	
専門必修科目	専門器楽実習Ⅰ	3		12	30 以上	
	専門器楽実習Ⅱ		3			
	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				
	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			
専門選択科目	プロフェッショナル特殊研究1	2		18 以上		
	プロフェッショナル特殊研究2		2			
	アンサンブル研究 1	2				
	アンサンブル研究 2		2			
	現代曲の奏法と研究 1	2				
	現代曲の奏法と研究 2		2			
	合奏指導法研究 1	2				
	合奏指導法研究 2		2			
	副論文作成研究		2			
共通選択科目	作品研究法	4				
	楽曲分析法	4				
	他専攻（コース）の専門 科目（レッスンを除く）	2～4				
自 由 科 目	大学音楽学部設置の授業科目	—		—	—	担当教員の許可を必要とする

器楽専攻（弦楽器）

履修区分	授 業 科 目 名	単位数				備 考				
		1 年次	2 年次	小計	合計					
専門必修科目	専門器楽実習Ⅰ	3		12	30 以上					
	専門器楽実習Ⅱ		3							
	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3								
	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3							
専門選択科目	プロフェッショナル特殊研究1	2		18 以上			30 以上			
	プロフェッショナル特殊研究2	2								
	プロフェッショナル特殊研究3		2							
	プロフェッショナル特殊研究4		2							
	アンサンブル研究1	2								
	アンサンブル研究2		2							
	合奏指導法研究1	2								
	合奏指導法研究2		2							
	副論文作成研究		2							
共通選択科目	作品研究法	4							30 以上	
	楽曲分析法	4								
	他専攻（コース）の専門 科目（レッスンを除く）	2～4								
自 由 科 目	大学音楽学部設置の授業科目	—		—	—	担当教員の許可を必要とする				

器楽専攻（打楽器）

履修区分	授 業 科 目 名	単位数				備 考
		1 年次	2 年次	小計	合計	
専門必修科目	専門器楽実習Ⅰ	3		12	30 以上	
	専門器楽実習Ⅱ		3			
	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				
	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			
専門選択科目	プロフェッショナル特殊研究Ⅰ	2		18 以上		
	プロフェッショナル特殊研究Ⅱ		2			
	アンサンブル研究Ⅰ	2				
	アンサンブル研究Ⅱ		2			
	打楽器の変遷と奏法の研究Ⅰ	2				
	打楽器の変遷と奏法の研究Ⅱ		2			
	合奏指導法研究Ⅰ	2				
	合奏指導法研究Ⅱ		2			
	副論文作成研究		2			
共通選択科目	作品研究法	4				
	楽曲分析法	4				
	他専攻（コース）の専門 科目（レッスンを除く）	2～4				
自 由 科 目	大学音楽学部設置の授業科目	—		—	—	担当教員の許可を必要とする

器楽専攻（和楽器）

履修区分	授 業 科 目 名	単位数				備 考
		1 年次	2 年次	小計	合計	
専門必修科目	専門器楽実習Ⅰ	3		12	30 以上	
	専門器楽実習Ⅱ		3			
	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				
	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			
専門選択科目	プロフェッショナル特殊研究 1	2		18 以上		
	プロフェッショナル特殊研究 2	2				
	プロフェッショナル特殊研究 3		2			
	プロフェッショナル特殊研究 4		2			
	アンサンブル研究 1	2				
	アンサンブル研究 2		2			
	合奏指導法研究 1	2				
	合奏指導法研究 2		2			
	副論文作成研究		2			
共通選択科目	作品研究法	4				
	楽曲分析法	4				
	他専攻（コース）の専門 科目（レッスンを除く）	2～4				
自 由 科 目	大学音楽学部設置の授業科目	—		—	—	担当教員の許可を必要とする

声楽専攻

履修区分	授 業 科 目 名	単位数				備 考
		1 年次	2 年次	小計	合計	
専門必修科目	声楽実習Ⅰ	3		12	30 以上	
	声楽実習Ⅱ		3			
	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				
	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			
専門選択科目	プロフェッショナル特殊研究Ⅰ	2		18 以上		
	プロフェッショナル特殊研究Ⅱ		2			
	オペラ研究 1	4				
	オペラ研究 2		4			
	アンサンブル研究 1	2				
	アンサンブル研究 2		2			
	歌曲研究 1	2				
	歌曲研究 2		2			
	合唱指導法研究	2				
	副論文作成研究		2			
共通選択科目	作品研究法	4				
	楽曲分析法	4				
	他専攻（コース）の専門 科目（レッスンを除く）	2～4				
自由科目	大学音楽学部設置の授業科目	—		—	—	担当教員の許可を必要とする

音楽教育学専攻(音楽教育学)

履修区分	授 業 科 目 名	単位数				備 考
		1 年次	2 年次	小計	合計	
専門必修科目	音楽教育学研究	4		12	30 以上	
	音楽教育学演習Ⅰ	2				
	音楽教育学演習Ⅱ		2			
	音楽表現研究Ⅰ	2				
	音楽表現研究Ⅱ		2			
専門選択科目	音楽教育特殊研究 1	2		18 以上		
	音楽教育特殊研究 2	2				
	音楽教育特殊研究 3	2				
	音楽教育特殊研究 4	2				
	合奏指導法研究 1	2				
	合奏指導法研究 2		2			
	副科学研究 1	1				
	副科学研究 2	1				
	副科学研究 3		1			
	副科学研究 4		1			
共通選択科目	作品研究法	4				
	楽曲分析法	4				
	他専攻（コース）の専門科目（レッスンを除く）	2 ～ 4				
自 由 科 目	大学音楽学部設置の授業科目	—		—	—	担当教員の許可を必要とする

作曲専攻（作曲）

履修区分	授 業 科 目 名	単位数				備 考
		1 年次	2 年次	小計	合計	
専門必修科目	創作研究Ⅰ	4		16	30 以上	
	創作研究Ⅱ		4			
	作曲理論研究Ⅰ （研究発表を含む）	4				
	作曲理論研究Ⅱ （作品発表を含む）		4			
専門選択科目	作曲法特殊研究 1	2		14 以上		
	作曲法特殊研究 2		2			
	楽曲分析法特殊研究 1	2				
	楽曲分析法特殊研究 2		2			
	アンサンブル特殊研究 1	2				
	アンサンブル特殊研究 2		2			
	副科学研究 1	1				
	副科学研究 2	1				
	副科学研究 3		1			
	副科学研究 4		1			
	副論文作成研究		2			
	共通選択科目	作品研究法	4			
他専攻（コース）の専門科目 （レッスンを除く）		2 ～ 4				
自 由 科 目	大学音楽学部設置の授業科目	—		—	—	担当教員の許可を必要とする

作曲専攻（音楽・音響デザイン）

履修区分	授 業 科 目 名	単位数				備 考
		1 年次	2 年次	小計	合計	
専門必修科目	創作制作研究Ⅰ （研究発表を含む）	4		16	30 以上	
	創作制作研究Ⅱ （作品発表を含む）		4			
	音楽音響理論研究Ⅰ	4				
	音楽音響理論研究Ⅱ		4			
専門選択科目	音楽・音響デザイン特殊研究 1	2		14 以上		
	音楽・音響デザイン特殊研究 2	2				
	ライブ・エレクトロニクス研究 1	2				
	ライブ・エレクトロニクス研究 2	2				
	デジタル・オーケストレーション研究 1	2				
	デジタル・オーケストレーション研究 2	2				
	録音・音響特殊研究 1	2				
	録音・音響特殊研究 2	2				
	映像特殊研究 1	2				
	映像特殊研究 2	2				
	副科学研究 1	1				
	副科学研究 2	1				
	副科学研究 3		1			
	副科学研究 4		1			
	副論文作成研究		2			
共通選択科目	作品研究法	4				
	楽曲分析法	4				
	他専攻（コース）の専門科目（レッスンを除く）	2～4				
自 由 科 目	大学音楽学部設置の授業科目	—		—	担当教員の許可を必要とする	

別表 2

入学検定料及び学納金

入学検定料	学 納 金	
	授業料	施設費
20,000 円	1,490,000 円	500,000 円

別表 3

休学の場合の学納金

	授業料（在籍料）
前期	150,000 円
後期	150,000 円